

令和6年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月2日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	代 表 監 査 委 員 浅 野 由美子 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・報告

- 議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について
議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算
議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第50号 工事請負契約の締結について
議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第53号 決算認定について（令和5年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）
議案第54号 決算認定について（令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
議案第55号 決算認定について（令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
議案第56号 決算認定について（令和5年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
議案第57号 決算認定について（令和4年度勝浦市水道事業会計決算）
報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について
報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第6 休会の件

開 会

令和6年9月2日（月） 午前10時開会

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和6年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。平松事務局長。

〔事務局長 平松 等君登壇〕

○事務局長（平松 等君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和6年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただきたいと存じます。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る8月28日、議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月2日から9月17日までの16日間とし、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第40号から第57号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第45号の一般会計補正予算については、担当課長から補足説明を受ける。

次に、報告第7号及び第8号について市長から報告を受け、続いて監査委員から議案第53号から第57号までの決算認定についての決算審査意見、報告第7号 財政健全化審査意見及び第8号 経営健全化審査意見の報告をお願いし、1日目は散会する。

2日目の9月3日は、議案調査等のため休会とし、3日目の9月4日及び4日目の9月5日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は9名であります。

5日目の9月6日は、定刻午前10時に開会し、議案第40号から第57号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第40号から第52号までを、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。また、議案第53号から第57号までの5件の決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

6日目の9月7日から15日目の9月16日までの10日間は、委員会審査等のため休会とし、この間、9月9日の午前10時に総務文教常任委員会、9月10日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

また、9月11日及び12日は、いずれも午前10時より決算審査特別委員会を開いていただき、令和5年度勝浦市一般会計決算のほか3件の特別会計決算及び水道事業会計の決算について審査をお願いする。

最終日の9月17日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次議案を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

続いて、5件の決算認定について議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

次に、追加議案として、勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、2件の提出が予定されていますので、これを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経

て、採決をお願いする。

次に、報告第9号 継続費の精算報告について、第10号及び第11号の債権放棄の報告について、市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げまして、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） 本日、令和6年9月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、夏期観光客の入り込み状況について申し上げます。

海水浴場については、去る7月13日から8月18日まで、市内3か所の海水浴場を開設しました。

入り込み客数については、全体で17万480人であり、対前年比3.9%の減でした。その内訳といたしましては、鵜原海水浴場で2万530人、守谷海水浴場で14万1,600人、及び興津海水浴場で8,350人でありました。

勝浦朝市については、7月から8月までで5万1,395人であり、昨年度の1万5,140人と比較し、239.5%の増でした。

勝浦海中公園展望塔については、7月から8月までで5万7,129人であり、昨年度の4万1,763人と比較し、36.8%の増でした。

かつうら海中公園滞在型観光施設edenについては、7月から8月25日までで1万1,508人であり、昨年度の1万992人と比較し、4.7%の増でした。

海水浴場においては、7月26日までの平日9日間及び中央海水浴場が不開設であったものの、微減であったことや他の施設においては前年を上回る入り込みであったことは、昨年につき、「猛暑日知らずのまち」としてメディアで取り上げられた効果が大きかったものと推測しております。

今後も、メディア対応をはじめとした本市の魅力発信に努め、地域活性化に取り組んでまいりたいと思います。

次に、台風第7号接近に伴う防災対応等について申し上げます。

台風第7号が房総半島に接近しつつあったことから、8月15日に情報収集体制を取り、同日19時に、芸術文化交流センターをはじめ、指定一般避難所5か所を開設し、早めの避難を促しました。

さらに、本市が暴風域に入るおそれがあり、大きな被害が予見されたことから、16日午前9時に災害対策本部を設置し、第1配備体制を取るとともに、警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、さらなる避難を促しました。避難者は延べ75人でありました。

その後、台風第7号は進路を変えたため、暴風域に入ることはなくなり、目立った被害もありませんでした。

今後も、市民生活の安全を守るため、台風等の防災対策について、万全の体制で臨んでまいります。

結びに、水道の安定供給に向けた末端給水事業体の統合・広域化の取組について、進捗状況を申し上げます。

勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町の夷隅地域2市2町では、水道事業体の運営基盤の強化、合理的な施設の整備等、1つの事業体では解決できない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水道水を将来にわたり供給することを目的として、統合・広域化の検討を進めているところであり、令和4年4月に各市町長による夷隅地域水道事業統合協議会発足以降、協議を重ねてまいりました。

本年4月には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合内に新たに水道事業統合推進課が設置され、7月4日には各市町長による水道事業の統合広域化に関する協定を締結し、令和7年4月の統合・広域化を目標としています。

今後も、引き続き、末端給水事業体の統合・広域化の円滑な推進に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、岩瀬義信議員及び長田悟議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（佐藤啓史君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

日程第5、議案を上程いたします。

議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第40号から議案第44号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、墨名駐車場及び出水駐車場について、令和7年4月1日から有料化するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるとともに、勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の条文の整合を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードを所有している方が、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、被保険者証等が廃止されることから、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、様式を規則に委任し、用語等を整備するため、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市保健福祉センターの土地の賃貸借契約の期間満了が令和8年3月31日である

こと及び建物の老朽化に伴う今後の更新にかかる費用等を総合的に勘案し、令和7年3月31日をもって施設を廃止するに当たり、本条例を廃止しようとするものであります。

以上で、議案第40号から議案第44号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第45号から議案第49号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に2億7,371万3,000円を追加し、予算総額を132億7,298万円にしようとするものであります。

繰越明許費においては、中学校管理運営経費のエアコン設置工事費について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

地方債においては、中学校空調設備整備事業債ほか1件を追加し、ごみ処理施設整備事業債ほか2件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定においては、既定予算に824万2,000円を追加し、予算総額を25億4,000万3,000円にしようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、既定予算に13万2,000円を追加し、予算総額を7,119万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に697万6,000円を追加し、予算総額を3億6,658万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に5,457万3,000円を追加し、予算総額を25億2,386万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の補正であります。

収益的支出において、244万5,000円を増額しようとするものであります。

以上で、議案第45号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） この際、担当課長から補足説明を求めます。軽込財政課長。

〔財政課長 軽込一浩君登壇〕

○財政課長（軽込一浩君） それでは、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

説明は、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により、主なものに関し、説明をさせていただきます。

初めに、歳入について申し上げます。ページは、23ページをお開き願います。

まず、10款地方特例交付金です。こちら地方特例交付金は、右の説明欄にございます個人住民税減収補てん特例交付金について、交付決定額に基づいての減額でございます。

次に、その下、11款地方交付税ですが、普通交付税につきまして、こちらも本年度の交付確定額に基づき、予算未計上額について今回補正するものです。

次の13款分担金及び負担金のうち、2項負担金、4目総務費負担金195万5,000円は、本年10月から勝浦市デマンドタクシーの御宿町内での運行に伴います御宿町負担金です。

次に、24ページをお開き願います。15款国庫支出金、また次ページ、16款県支出金につきましては今回、もしくはこれまでに、歳出に計上いたしました事務事業に対応する特定財源として計上するものです。

このうち、主なものは、この後の歳出の中で説明させていただきますが、25ページの下段、16款県支出金、2項県補助金、6目消防費県補助金2,100万円につきましては、千葉県の前年度補正予算で予算化されました千葉県孤立集落対策緊急支援補助金であります。

この補助金は、市町村が実施する孤立集落対策に係る経費に対し、補助率2分の1以内、1集落当たり100万円を上限に、千葉県で補助するものでございます。これを受けまして、本市では、今年度より、孤立集落対策の推進を計画し、今回、21地区分で2,100万円を計上しております。

次に、26ページをお開き願います。

上から2段目、18款寄附金であります。1項寄附金、2目民生費寄附金、社会福祉費寄附金300万円は、去る6月に、御宿町在住の篤志家から、勝浦市の児童福祉に役立ててもらいたいと寄附がございましたので、受納した寄附金です。

続きまして、19款繰入金です。

1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、今回、地方交付税の増額を主に財源の一部調整が図れますことから、1億2,071万9,000円を減額するものです。

2目ふるさと応援基金繰入金2,415万円につきましては、歳出において、8款消防費での孤立集落対策事業費4,200万円から、先ほどの県補助金、千葉県孤立集落対策緊急支援補助金2,100万円を控除した残りの2,100万円に、また、9款教育費、5項3目学校給食費での給食配送用のコンテナ購入経費の財源の一部として315万円を充当するための繰入れであります。

次の3目公共施設等整備基金繰入金であります。今回、新たに、観光交流施設KAPPYビジターセンター及び勝浦集会所での各エアコン設置工事費、また、市道の排水整備事業、路肩復旧事業、道路舗装新設事業の各財源として、合わせて791万9,000円を基金から繰り入れ、

充当しようとする一方、4款衛生費でのクリーンセンター管理運営経費及び衛生処理場管理運営経費での起債対象事業の財源手当につきまして、千葉県の助言を踏まえ、専ら市債を主として措置する見通しを立てたことにより、これまで予定していた繰入金のうち、4,321万5,000円を減額するもので、以上の加減、プラス・マイナスの結果、3,529万6,000円の減額としております。

次の27ページ、7目学校教育施設整備基金繰入金は、勝浦中学校の特別教室等へのエアコン設置工事費に対する財源の一部として1,394万8,000円の計上です。

次に、同じ27ページ下段、20款繰越金につきましては、令和5年度の繰越金の確定に伴い、779万2,000円の減額です。

次に、28ページをお開き願います。下段の22款市債です。

初めに、1項3目衛生債、ごみ処理施設整備事業債では、先ほどの19款繰入金での公共施設等整備基金繰入金から、市債を主とする財源の振替と併せ、今回、歳出、4款衛生費、2項2目クリーンセンター管理運営経費での一部財源として予定する930万円との合計で6,730万円を追加し、次の衛生処理施設整備事業債では、同じく財源の振替により790万円の計上でございます。

次の次の8目臨時財政対策債につきましては、国より示された本年度の発行可能限度額に基づいての減額でございます。

次に、歳出です。30ページをお開き願います。

初めに、1款議会費です。職員人件費61万2,000円の増額につきましては、職員の配置転換等に係ります人件費の組替えによるものでございます。

なお、このほかの科目にわたり、今回、予算措置しております職員人件費につきましては、時間外勤務手当を除き、基本といたしまして同様の理由での計上でございますので、御了承願います。

次に、31ページを御覧願います。2款総務費です。

ページ下段から32ページにかけましての1項4目情報管理費での一般事務経費8,731万8,000円は、標準システム移行処理業務委託料といたしまして、令和7年度末までに国が中心となり、住民基本台帳システムをはじめとする行政基幹業務システムの標準化・共通化を進めており、本市におきましても、標準準拠システムへの移行に向けまして、今回は、令和6年度処理分に係る業務委託料の計上です。財源として、全額、国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金を見込んでおります。

次に、32ページを御覧願います。6目諸費、地域おこし協力隊活用事業（移住・定住の促進）は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動に影響を受けた隊員への特例措置として、2年を上限に任期延長が認められたことから、今回、対象となる移住・定住の促進分野での隊員1名の現任期満了後から来年3月までの6か月分の活動経費の追加計上です。この事業に係る経費につきましては、1名当たり520万円を限度に特別交付税措置されるものでございます。

次に、ページが飛びまして、36ページをお開き願います。3款民生費です。

右の説明欄中ほど下の勝浦市福祉基金積立金242万2,000円は、先ほど歳入、18款寄附金で触れました社会福祉事業費寄附金300万円に関しての積立てですが、今回、併せて、4ページ先の40ページでの2項4目保育所費、そして41ページ、7目認定こども園費に計上しております公

演委託料、それぞれ38万5,000円、19万3,000円に活用させていただき、差引き242万2,000円を勝浦市福祉基金に積み立てようとするものでございます。

ページは再び36ページになりますが、次の勝浦市臨時特別給付金事業住民税非課税世帯等分、次の調整給付分では、事務費である11節役務費、通信運搬費に、それぞれ4,000円、1万3,000円を計上するほか、調整給付分では給付金の見込み増に伴い、補助金に4,476万円を追加計上しております。財源として、全額、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を見込んでございます。

次に、40ページをお開き願います。

ページ上段の放課後児童健全育成事業は、勝浦小学校及び上野小学校の一部特別教室を放課後ルームとしても時間帯により区分し使用する、いわゆるタイムシェア型活用をするに当たり整備する空調設備の設置工事に係る設計業務委託料506万円の計上です。

次に、41ページ上段、総野保育所敷地内法面復旧工事費181万5,000円は、崩落した園庭西側の敷地法面の復旧工事費です。

次に、ページが飛びまして、44ページをお開き願います。4款衛生費です。

2項清掃費、2目塵芥処理費、クリーンセンター管理運営経費では、クリーンセンター施設改修工事費として、経年劣化によるプラント用冷却装置の交換工事費748万円のほか、可燃ごみ仮置き場拡張工事費500万5,000円の計上です。財源として、市債・ごみ処理施設整備事業債及び繰入金・公共施設等整備基金繰入金を予定してございます。

3目し尿処理費は、財源の組替えでございます。

次に、47ページをお開き願います。6款商工費です。

1項商工費、3目観光費での地域プロジェクトマネージャー活用事業（フィルムコミッション）は、市の魅力発信や交流人口の増進といった地域活性化のための重要プロジェクトの一つに位置づけるフィルムコミッションについて、総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用したマネジメント人材を任用するための経費で、今回、令和7年1月からの3か月分として、125万円の計上です。

この事業に係る経費につきましては、1名当たり650万円を限度に特別交付税措置されるものでございます。

続いて、50ページをお開き願います。7款土木費です。

このうち、2項道路橋りょう費、2目道路維持費での説明欄、排水整備事業251万1,000円につきましては、市道3路線に係る排水整備工事費であります。

次の路肩復旧工事費100万円につきましては、小羽戸地内、法定外公共物に係る路肩復旧工事費の計上です。

次の4目道路新設改良費、道路舗装新設事業60万5,000円につきましては、法花地内の市道法花平沢線に係る道路舗装新設工事費の計上であります。以上、3事業の財源といたしまして、全額、繰入金・公共施設等整備基金繰入金を予定しております。

次の災害防除事業300万円につきましては、令和5年度予算で明許繰越した、中倉地先の市道松野中倉市野川線に係る災害防除工事費で、インフレスライドに対応するための予算計上です。財源として、全額、市債・災害防除事業債の起債を予定しております。

続きまして、8款消防費です。52ページをお開き願います。

1 項消防費、3 目災害対策費の地域防災対策事業27万3,000円につきましては、この秋に計画しております防災訓練の中で、ドローンを用いた孤立集落対応訓練を実施するに当たっての業務委託料の計上です。

次の孤立集落対策事業4,200万円は、災害時に孤立する可能性のある地区に対し、物資供給の停滞等を想定し、県補助金等を活用して各地区の備蓄品等の整備を図るための経費で、1 地区当たり200万円、今回、海岸沿岸地域と自主防災組織の結成地域などを対象として計画し、21地区分の計上です。財源として、県補助金・千葉県孤立集落対策緊急支援補助金及び繰入金・ふるさと応援基金繰入金、各2,100万円を予定しております。

次に、53ページを御覧願います。9 款教育費です。

下段の3 項中学校費、1 目学校管理費、中学校管理運営経費5,574万8,000円は、勝浦中学校特別教室8 教室などへのエアコン設置工事費の計上です。財源として、繰入金・学校教育施設整備基金繰入金1,394万8,000円及び市債・中学校空調設備整備事業債4,180万円を予定しております。

また、予定する工期から、事業が翌年度に及ぶ見込みのため、併せて、今回、繰越明許費の追加を行うものです。

次に、55ページをお開き願います。

4 項社会教育費、4 目コミュニティ集会施設費、コミュニティ集会施設維持管理経費での14 節工事請負費、エアコン設置工事費177万7,000円は、勝浦集会所でのエアコン2 台の更新に要する経費予算です。財源として、全額、繰入金・公共施設等整備基金繰入金を予定しております。

次に、56ページをお開き願います。5 項保健体育費です。

3 目学校給食費、学校給食共同調理場管理運営経費415万8,000円は、給食配送用コンテナの経年劣化により、6 台分の更新に要する経費予算です。財源として、繰入金・ふるさと応援基金繰入金315万円並びに分担金及び負担金、2 項3 目教育費負担金での御宿町からの給食業務受託負担金100万8,000円を予定しております。

次に、57ページを御覧願います。10 款災害復旧費です。

1 項農林水産施設災害復旧費、2 目漁港施設災害復旧費、漁港施設災害復旧事業199万1,000円は、本年5 月20日の大雨に伴い、部原地区、勝浦東部漁港内の仮設防護柵が設置箇所の斜面崩落により損壊し、その復旧事業です。

以上をもちまして、議案第45号 勝浦市一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第50号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、クリーンセンター施設改修工事その2について、荏原環境プラント株式会社営業第一部部長、塩原利康と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負に該当するため、議会の議決を求めようとするものであります。

施工業者選定に当たっては、勝浦市クリーンセンターの施工会社であり、設備・機器類等を全般にわたり熟知している荏原環境プラント株式会社から見積書を徴し、8月8日に4億5,870万円で仮契約をしたところであります。

概要について申し上げますと、可燃ごみを一定量連続し焼却炉に供給する設備である給塵装置の更新及びこれに伴うシステム改修工事であり、設計及び工事施工を一括で発注するものであります。

本案を議決いただきました暁には、本契約を締結の上、直ちに機器設備の製作に着手し、令和8年1月から2月にかけて焼却を停止しての更新工事を実施する予定であります。

以上で、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第51号及び議案第52号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年7月4日に、夷隅地域内の2市2町により夷隅地域水道事業の統合広域化に関する基本協定が締結されたことに伴い、共同処理する事務並びに当該事務に係る経費の支弁方法及び補助金等の額の定め方に関し、同組合規約の一部を改正することについて、関係市町と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、同広域連合規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第51号及び議案第52号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第53号ないし議案第57号、以上5件を一括議題といたします。本案は、いずれも決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第53号から議案第57号までの以上5件の決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも令和5年度の各会計の決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため、提案したものであります。

初めに、議案第53号について、申し上げます。

本案は、令和5年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、189億3,443万8,505円、歳出で、186億2,424万4,936円であり、歳入歳出差引残額は、3億1,019万3,569円となりました。

次に、議案第54号について、申し上げます。

本案は、令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、24億9,864万9,275円、歳出で、24億7,283万9,523円であり、歳入歳出差引残額は、2,580万9,752円となりました。

次に、直営診療施設勘定について、申し上げます。

決算規模は、歳入で、5,792万5,915円、歳出で、5,739万4,468円であり、歳入歳出差引残額は、53万1,447円となりました。

次に、議案第55号について申し上げます。

本案は、令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、3億3,260万4,196円、歳出で、3億2,129万7,931円であり、歳入歳出差引残額は、1,130万6,265円となりました。

次に、議案第56号について申し上げます。

本案は、令和5年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、24億7,236万3,731円、歳出で、24億4,833万6,348円であり、歳入歳出差引残額は、2,402万7,383円となりました。

次に、議案第57号について、申し上げます。

本案は、令和5年度勝浦市水道事業会計決算であります。

令和5年度水道事業の収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益7億439万3,655円に対し、水道事業費用7億4,757万1,735円で、4,317万8,080円の純損失が生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入5,503万8,800円に対し、資本的支出は1億3,364万5,057円であります。

なお、この資本的収入額が、資本的支出額に不足する額の7,860万6,257円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額567万5,200円、過年度分損益勘定留保資金3,442万9,209円及び当年度分損益勘定留保資金3,850万1,848円で補填いたしました。

以上で、議案第53号から議案第57号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長（佐藤啓史君） 次に、報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第7号及び報告第8号について、申し上げます。

初めに、報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告であります。

令和5年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

令和5年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により、資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによって、御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第7号及び報告第8号の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） それでは、議案第53号ないし議案第57号の決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第7号及び報告第8号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。浅野代表監査委員。

〔代表監査委員 浅野由美子君登壇〕

○代表監査委員（浅野由美子君） ただいま議長から御指名がございましたので、令和5年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、寺尾監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、御報告いたします。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和5年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月3日は、議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、明9月3日は休会することに決しました。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月4日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時06分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第40号～議案第57号の上程・説明
1. 報告第7号～報告第8号の報告
1. 休会の件